

清川村地球温暖化防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーや林産廃棄物(間伐材等)を有効に活用し、環境に対する負荷の軽減を図るため、住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽熱利用設備及び木質バイオマスストーブの設置者並びに電気自動車等を導入した者に対し、地球温暖化防止対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則(昭和49年清川村規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電設備 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。)が10キロワット未満の発電設備で、新品であるもの(中古品は対象外とする。)をいう。
- (2) 住宅用太陽熱利用設備 住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器及び給湯並びに空調等に供するためのソーラーシステムであって、不凍液等が太陽熱集熱器と蓄熱槽の間を循環する設備で、新品であるもの(中古品は対象外とする。)をいう。
- (3) 木質バイオマスストーブ 木質ペレット(おがくず状にした木材に圧力を加え、円柱状にしたもの)を燃料として使用する設計及び仕様である木質ペレットストーブ、または農林業の生産過程で産出される間伐材等の端材を燃料として使用する設計及び仕様である薪ストーブで、新品であるもの(中古品は対象外とする。)をいう。
- (4) 電気自動車等 自動車検査証の交付を受けた自動車(二輪の小型自動車及び側車付二輪の小型自動車を除く。)であって、その自動車検査証の燃料の種類に記載が電気又はガソリン・電気のもので、新規登録車であるもの(中古車は対象外とする。)をいう。

(補助金の交付)

第3条 村長は、村の区域内で、自ら住居の用に供する建物に住宅用太陽光発電設備を設置した者のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものに、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 村税等を完納している者(同居するすべての者を含む。)
- (2) 電力会社と電力供給契約を締結した者
- (3) 過去に村から住宅用太陽光発電設備の設置に係る補助金の交付を受けていない者

2 村長は、村の区域内で、自ら住居の用に供する建物に住宅用太陽熱利用設備を設置した者のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものに、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 村税等を完納している者(同居するすべての者を含む。)
- (2) 過去に村から住宅用太陽熱利用設備の設置に係る補助金の交付を受けてい

ない者

3 村長は、村の区域内で、自ら住居の用に供する建物に木質バイオマスストーブを設置した者及び村内に本店若しくは主たる事務所等を有する事業所に木質バイオマスストーブを設置した法人のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものに、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 村税等を完納している者（同居するすべての者を含む。）

(2) 過去に村から木質バイオマスストーブの設置に係る補助金の交付を受けていない者

4 村長は、電気自動車等を導入（購入若しくはリース）した村内に住所を有する個人及び村内に本店若しくは主たる事務所等を有する事業所のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 村税等を完納している者（同居するすべての者を含む。）

(2) 過去に村から電気自動車等の導入に係る補助金の交付を受けていない者

(3) 電気自動車等を保管及び駐車する場所が村内にある者

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 住宅等を借りている者で、住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽熱利用設備若しくは木質バイオマスストーブの設置について、賃貸人の承諾が得られない者

(2) 販売の目的で建物を建築し、住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽熱利用設備若しくは木質バイオマスストーブを設置した者

(3) 事業所、店舗その他事業を営む建物に住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽熱利用設備を設置した者

(補助金の額)

第4条 住宅用太陽光発電設備の設置に係る補助金の額は、15,000円に発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満については切り捨てるものとする。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）とする。ただし、50,000円を上限とする。

2 住宅用太陽熱利用設備の設置に係る補助金の額は、太陽熱利用設備の本体、部材及び架台の購入並びに取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）の10パーセントに相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）とする。ただし、50,000円を上限とする。

3 木質バイオマスストーブの設置に係る補助金の額は、ストーブの本体、煙突及び部材の購入並びに取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）とし、50,000円を上限額とする。ただし、設置に係る建物の増築又は改築のための費用及び電源工事費並びに燃料費は除くものとする。

4 電気自動車等の導入に係る補助金の額は、自動車1台につき個人については50,000円、事業所については30,000円とする。

(交付申請)

第5条 住宅用太陽光発電設備の設置に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号の1様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 案内図

(2) 設置工事契約書及び設備仕様書（太陽電池モジュールの型式、最大出力値、

使用枚数等が明記されているもの)の写し

- (3) 住宅用太陽光発電設備の費用の支払いを証する書類の写し
 - (4) 竣工検査の試験記録の写し及び設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表(設置枚数分の出力と製品番号の対比ができるもの)
 - (5) 電力会社と締結した「電力需給に関する契約書」の写し
 - (6) 住宅用太陽光発電設備の設置状況を示す写真
 - (7) 村税等納入状況確認同意書(第2号様式)
 - (8) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (9) その他村長が必要と認める書類
- 2 住宅用太陽熱利用設備の設置に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書(第1号の2様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 案内図
 - (2) 設置工事契約書及び設備仕様書の写し
 - (3) 住宅用太陽熱利用設備の費用の支払いを証する書類の写し
 - (4) 住宅用太陽熱利用設備の設置状況を示す写真
 - (5) 村税等納入状況確認同意書(第2号様式)
 - (6) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- 3 木質バイオマスストーブの設置に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書(第1号の3様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 案内図
 - (2) 木質バイオマスストーブの設置に係る契約書及び仕様書の写し
 - (3) 木質バイオマスストーブの設置費用の支払いを証する書類の写し
 - (4) 木質バイオマスストーブの設置状況を示す写真
 - (5) 村税等納入状況確認同意書(第2号様式)
 - (6) 建物を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- 4 電気自動車等の導入に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書(第1号の4様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 電気自動車等の自動車検査証の写し
 - (2) 電気自動車等の導入費用の支払いを証する書類の写し
 - (3) 電気自動車等のリース契約書の写し(リースの場合に限る)
 - (4) 電気自動車等の保管及び駐車する場所を示す位置図
 - (5) 電気自動車等の導入状況を示す写真
 - (6) 村税等納入状況確認同意書(第2号様式)
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- 5 補助金の交付申請は、住宅の新築に伴う設置の場合は新築住宅を取得した日、既存住宅へ設置する場合は設置の日及び電気自動車等の購入の場合は新規登録日、リースの場合は使用開始の日から6か月以内に行わなければならない。
(審査及び交付の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金

交付決定通知書（第3号の1～4様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

第7条 村長は、前条の規定による交付の決定後、補助対象者からの補助金交付請求書（第5号様式）に基づき、補助金を交付する。

（施工の確認等）

第8条 村長は、補助事業を適正に執行するため、住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽熱利用設備及び木質バイオマスストーブの設置工事の状況を施工の現場において確認する。

2 村長は、補助事業を適正に執行するため、電気自動車等の導入状況を確認する。

3 村長は、補助対象となった住宅用太陽光発電設備について、設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者等から月次の発生電気量、売電電気量及び買電電気量の実績報告書（第6号様式）の提出を求めることができる。

（取得財産の管理及び処分）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、設置の日から起算して5年を経過するまでは、村長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保にしてはならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

（1）清川村住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱

（2）清川村住宅用太陽熱利用設備設置補助金交付要綱

（3）清川村木質バイオマスストーブ設置補助金交付要綱

（4）清川村電気自動車等導入補助金交付要綱